

## <審議の概要>

(※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。)

(開 会)

【会長】： 審議会の開会前ですが、委員の皆様にお諮りします。報道機関4社から写真撮影をさせてほしいとの申し出がっておりますが、これを認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： では、認めさせていただきます。  
では、ただいまから令和元年度第1回福岡市都市計画審議会を始めます。  
まず、本日の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

【都市計画課長】： 委員の出席者数ですが、25名であり、都市計画審議会条例第6条第2項に基づき、総数の2分の1以上に達しましたので、審議会が成立していますことをご報告いたします。

また、新しく都市計画審議会の委員にご就任いただきました委員の皆様につきましても、本来であればご紹介すべきところでございますが、お手元に委員名簿及び座席表をお配りしておりますので、ご紹介にかえさせていただきます。

加えまして、本日は区域区分の変更に関する案件がございますが、当該付議案に関しまして、福岡市都市計画審議会条例第4条及び同施行規則第5条に基づき、審議にご参加いただきます2名の臨時委員が就任されておりますので、あわせて委員名簿等にてご紹介にかえさせていただきます。

【会長】： 次に、会議録の関係ですが、前回の平成30年度第2回の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付しておりました。会長及び署名委員の確認の上、会議録として確定しましたので、ご報告します。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項の規定に基づいて、1号委員から【委員】、2号委員から【委員】を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとなっております。委員の名前を省いた形で市のホームページに掲載いたします。

本日の審議について、2名の方より傍聴の申し出がありましたので、福岡市都市計画審議会運営要綱第5条第1項の規定に基づいて、これを許可することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： では、傍聴者の入室を認めます。

(傍聴者入室)

【会長】： それでは、議案審議に入りたいと思います。

本日の議案といたしましては、「区域区分の変更」、「用途地域の変更」「高度地区の変更」、「防火地域及び準防火地域の変更」、「地区計画の変更」、「道路の変更」、「下水道の変更」、「土地区画整理事業の決定」、「臨港地区の変更」であります。市長から諮問がありましたので、ご審議をお願いします。

それでは、本日の資料に従いまして、事務局から説明をお願いします。

【都市計画課長】： 本日お配りしております資料につきまして、ご説明します。

上から「会議次第」、「委員名簿」、「座席表」、「都市計画案の縦覧結果について」、そして冊子といたしまして、「議案書」、「議案参考資料」の2部をお配りしております。

また、都市計画審議会条例等を参考としてあわせてお配りしております。

本日の資料は以上ですが、不足等ありましたら、お近くの職員までお知らせいただければと思います。

【会長】： それでは、議案第1号に入ります。

「福岡広域都市計画区域区分の変更」から議案第8号「福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定」については、橋本駅前地区に関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。

では、事務局より説明をお願いします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： それでは、議案第1号「福岡広域都市計画区域区分の変更」及びこれに関連するものといたしまして、議案第2号から第8号に掲げております用途地域などや地区計画、道路、下水道の変更及び土地区画整理事業の決定については橋本駅前地区に関するものですので、一括してご説明します。

議案の1ページから52ページに法定図書を添付していますが、概要を別冊の議案参考資料にまとめております。説明は参考資料で行いますので、よろしくをお願いします。

まず参考資料の1ページ、2ページをお願いします。

今回、区域区分の変更等を行う橋本駅前地区の位置を示しています。

次に、3 ページ、4 ページをお願いします。

1. 区域区分の見直しについてですが、区域区分とは、市街化を図る「市街化区域」と抑制する「市街化調整区域」に区分するもので、市基本計画で示すまちの将来像等を総合的に勘案し、面的な市街地整備が行われる地区など、計画的なまちづくりに必要な区域について、下記の基本的な考え方に基づき見直しを行っています。

2. 地区の概要についてですが、位置図に今回、都市計画を変更する橋本駅前地区を赤枠で示していますが、当地区は市基本計画において地域拠点に位置づけられており、平成外環通り及び地下鉄七隈線橋本駅に隣接する交通便利性の高い地区であり、地区の北側には、ショッピングモールが立地するなど新しい拠点となるまちづくりを進めている地区です。

今回、橋本駅前土地区画整理事業の施行とあわせ、拠点にふさわしい土地利用を図るため、都市計画の変更等を行うものです。

3. 駅前地区のまちづくりについてですが、右側に橋本駅前土地区画整理事業の計画図を示していますが、土地利用については、地域拠点にふさわしいまちづくりを行うため、駅に隣接する街区に商業機能等を誘導するとともに、地区の西側では良好な住環境の形成を図ることとしています。

また、交通については、土地区画整理事業区域内における未整備の都市計画道路の整備を行うとともに、現在、暫定で整備を行っている駅前広場について、交通結節機能強化として、駅出入口に近い位置への配置変更及び周辺の土地利用状況や将来需要を踏まえた規模の見直しを行うこととしています。

4. 変更する都市計画ですが、今回、変更を行う都市計画を総括的に記載していますが、①の区域区分を始め、右下の都市計画道路まで全8種類です。

まず、①の区域区分及び②の用途地域については、約7.2haを市街化区域に編入するとともに、5種類の用途地域を指定し、その指定する用途地域に応じて③の高度地区及び④の準防火地域を指定するものです。

また、計画的なまちづくりの着実な実施を図るため、⑤の土地区画整理事業の都市計画の決定を行うとともに、今回の市街化区域編入にあわせ、⑥の公共下水道の排水区域を追加するものです。

⑦の地区計画については、橋本駅東側の青色で示した区域が既に決定している橋本二丁目地区地区計画の区域ですが、今回、この区域に橋本駅西側の赤色で示した区域を追加するとともに、名称を橋本駅周辺地区地区計画に変更するものです。具体的な内容については、後ほど説明いたします。

また、⑧の都市計画道路については、先ほども説明したとおり、黄色と緑色で示した現行の駅前広場の位置を赤色と緑色で示した位置に変更するものです。

5 ページ、6 ページをお願いします。

5. 都市計画案の概要についてですが、左上段に市街化区域への編入と用途地域の参考図を示しており、赤枠で示すのが、今回、市街化区域へ編入を

行う区域です。また、右側上段に地区計画の参考図を示していますが、青枠が既に決定している地区計画の区域、赤枠が今回追加する区域です。

左側上段と左側下段をあわせてごらんください。下段には都市計画の概要を各ゾーンごとにまとめて記載しています。左側の上段、赤枠内の薄いピンク色で示している拠点ゾーン2については、橋本駅や橋本駅前広場に隣接した区域として交通利便性を生かし、商業・業務等の利便の増進を図るため、近隣商業地域に指定するものです。

また、地区計画では、ゾーンの特性を踏まえ、建築物等の用途の制限として、マージャン屋、パチンコ屋、キャバレーなどの風俗営業施設、戸建て専用住宅等を制限するとともに、土地の共同化による高度利用促進のため、敷地面積の最低限度500㎡及び容積率の最高限度を定めています。その他、良好な街並みの形成を図るため、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度等を定めています。また、橋本駅等の交通結節施設と利便施設との連携を図るとともに、にぎわいと回遊性のある歩行者空間の創出を図るため、まちかど広場を配置することとしています。

次に、赤枠内の黄色で表示している沿道ゾーン3の部分についてですが、橋本駅に近接した道路沿道を活かした土地利用を図るため、第二種住居地域等に指定するものです。また、地区計画では、ゾーンの特性や周辺との関係性を踏まえ、沿道にふさわしい利便施設などの立地誘導を図るため、建築物等の用途の制限として、マージャン屋、パチンコ屋、キャバレーなどの風俗営業施設等を制限するとともに、土地の共同化による高度利用促進のため、敷地面積の最低限度300㎡及び容積率の最高限度を定めています。その他、良好な街並みの形成を図るため、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度等を定めることとしています。

最後に、赤枠内の薄い緑色で表示している住宅ゾーン2については、後背の低層住宅と調和したゆとりある街並みの形成を図るため、第一種中高層住居専用地域に指定するものです。また、地区計画では、ゆとりある良好な住環境の形成を図るため、敷地面積の最低限度165㎡を定めるとともに、敷地境界線からの壁面の位置の制限等を定めることとしています。

右側下段の6. 橋本駅前地区の全体スケジュールをお願いします。

都市計画案の縦覧を、本年10月3日から10月17日までの2週間実施し、縦覧者15名、意見書の提出はありませんでした。

なお、本審議会での審議を経て令和2年3月に決定の告示を行う予定としています。

7ページをお願いします。

ここからは、先ほどご説明いたしました都市計画の新旧対照表を示していますが、まず7ページには市街化区域及び市街化調整区域を、そして、8ページ及び9ページには用途地域を、10ページには高度地区を、11ページには防火地域及び準防火地域を、12ページから18ページには地区計画の新旧対照表を示しています。

また、19ページ、20ページには、都市計画道路の新旧対照表とともに、駅前広場の配置計画案を参考図として示しており、駅前広場を駅の出入り口の付近へ配置変更することとしています。

そして、21ページには下水道の排水区域を、22ページには橋本駅前土地区画整理事業の概要を示しています。

今後の予定についてですが、令和2年3月に都市計画決定告示及び事業認可を行い、これにより組合が設立され、実際の事業が開始する予定となっています。令和2年度には調査設計等を行い、令和3年度に工事着手し、以降、道路等の基盤整備や造成工事が行われ、令和6年度ごろには街が概成される予定となっています。

以上で議案第1号から第8号の橋本駅前地区の区域区分の変更に関連する案件の説明を終わります。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありましたが、議案第1号から第8号まで、区域区分の変更から土地区画整理事業の決定までは関連する内容ですので、一括して審議していただきます。ご意見のある方は、挙手の上、ご意見をお願いします。

【委員】： 地区計画の地区整備計画について参考資料の15ページ、16ページの中で、従前は歩行者用通路が1、2、3号とありました。今回の変更によって、歩行者用通路の1号が削除されていますが、このあたりがどのような状況か説明をお願いします。

【会長】： お願いします。

【都市計画課長】： もともと地区施設の歩行者用通路1号として、木の葉モールとの連絡橋の一部を定めていましたが、整備後に道路法に基づく道路認定をしたことから、地区施設としての位置づけが必要なくなったため、今回の地区計画の変更にあわせて削除しているものです。

【委員】： どうもありがとうございました。

【会長】： ほかにいかがでしょうか。

【委員】： この橋本の土地区画整理事業について、もともとの状況についてお尋ねしたいと思います。この周辺の農地については、住民の皆さんのどのような同意をとって開発に着手してこられたのかという経緯と現況についてお尋

ねします。

それともう一つはこの橋本駅周辺に、ショッピングモールが立地するというお話がありました。周辺は既に木の葉モール、それから少し離れるとミスターマックスなどあり、土日、祝日は大変混雑をしています。これは議会でも少し申し上げたところですが、この周辺地域だけではなく、ここに至る長尾橋本線という道路の沿線地域住民のバス利用にも影響を与えていて、この西鉄バスの時刻が遅れるという影響も生じているかと思えます。そういう中で、さらに用途地の変更等が進んでいけば、そのあたりの問題がさらに深刻化しないかという懸念があるわけですが、その対策について、何か考えているのかお示しいただければと思います。

【会長】： はい、どうぞ。

【地域計画課長】： 橋本駅前地区につきましては、現在、地権者が52名ほどいらっしゃいますが、平成19年度からまちづくりの勉強会を開始され、その後、平成23年度に準備組合を設立されて今日に至っているという状況でございます。この都市計画決定がなされれば、今年度末に事業を立ち上げ、その後仮換地指定などの手続を踏んだ上で工事を行ってまいります。現在はまだ農地が広がっている状況です。

【会長】： 第1点のお答えは、はい、どうぞ続けてください。

【交通計画課長】： 交通の件についてお答えいたします。

まず、周辺の道路整備の状況ですが、土地区画整理地内においては、橋本戸切線などの都市計画道路の整備を予定しており、周辺地域においては、長尾橋本線、それと県道周船寺有田線などの整備を実施しているところです。それによって、交通の円滑化を図っていくことになっています。

また、周辺の商業施設を活用したパーク・アンド・ライドや公共交通の利用促進など交通マネジメントも道路整備とあわせて行い、総合的に交通の円滑化に取り組んでいくこととしています。

次に、バス路線の件でございますが、バス事業者にお伺いしたところ、天神から橋本地区を通過するバスについては、運行距離が長いということで、天神から橋本に来る間にバスの遅れが蓄積されて、10分から20分程度の遅れが発生することがあると伺っております。ただし、原・橋本間のみでの運行時間の遅れについては、朝ピーク時でも1、2分程度ではないかとバス事業者から伺っているところです。

今後とも道路状況、バスの運行状況を注視して、必要に応じて対策を検討してまいります。

【委員】： 長尾橋本線の整備は行われるということですが、これが周辺の開発に伴う整備として十分なものになっていくのかということが一つ問題としてあると思います。また先ほどのバス路線の件ですが、天神方面から橋本に来る路線と逆のものについても遅れています。これは私も利用していますので、よくわかりますが、有田ぐらいで乗ろうと思っても、20分待っても来ないという遅れはまれではありません。それはバス事業者の捉え方が不正確ではないかと思えます。そういう影響が今でも出ている上、長尾橋本線の整備も、今は片側一車線ずつですから、ここが混雑するとにっちもさっちもいかないという状況があります。七隈線が橋本で終結しますので、ここに向かうお客さんはバスあるいは、自家用車を使うということも交通混雑の要因だろうと思えます。

そういう点でいくと、計画的なまちづくりとは言いがたく、周辺の条件整備は後回しになっているのは否めないのではないかと考えています。

土地区画整理は福岡市の色々な地域で進められてきており、今後さらに進んでいく予定ですが、一定進んできた地域でも周辺整備の遅れが、顕著になってきているのではないかと考えています。例えば、学研都市駅周辺は小学校が2年目でパンクしました。そして、東区でも香椎駅周辺、千早、名島、これらの小学校も相当過大規模になって教室不足に陥っています。こういうこともありまして、土地区画整理だけではなく、本市の開発行政が周辺住民の暮らしに影響を与え、子供の教育現場にも悪影響を与えていることを指摘しなければならないと思っています。

今後も橋本地域の開発は進めていかれるとのことですが、壱岐小学校はちょっと離れているので、小学校の過大規模化という影響はあまりないかと思えますが、例えば、そういう子供たちの教育や周辺住民の安心できる落ち着いた暮らしということも配慮していただかないと、手放しで開発することをいいですよというわけにはいかないと思っております。ご所見があればいただきたいと思えます。

【都市計画課長】： 橋本地区ですが、冒頭の説明の中でも少し触れましたが、地域拠点ということで福岡市の基本計画に位置づけています。ここでは区やそれに準ずる生活圏域の中心として、日常生活に必要な商業機能やサービス機能などを集積することを目指しています。これらの機能が集積した魅力とにぎわいを創出していくべき場所であると思っています。橋本駅前というのは地下鉄七隈線の終点駅でもあり、そこには外環状道路もあります。さらに関連する都市計画道路の整備を進めているところもあれば、今後進めていく予定のところもございます。そういったことから、街の土地利用や交通の話も総合的に考え、進めているところです。

学校関係のご質問についてですが、今回の土地区画整理事業による開発に取り組んでいることは教育委員会とも十分協議しています。計画人口から想定する小・中学生がどれぐらい発生するかという見込みの中、現在の壱岐南

小学校と中学校の空き教室等を考えれば、十分対応できるという話を伺っています。こういう大規模な開発がある場合には、教育委員会ともしっかり連携しながら、取り組んでいきたいと考えています。

【委員】： 教育委員会と連携を図ってといわれるけれども、それがなされていない。これは議会でも確認済みですが、情報は提供していても、教育委員会はそれに何のすべも打っていないんです。ここはちょっと開発を待ってくれという話を教育委員会がするかというと、しないわけです。開発部門からやると言われたら、その情報をもらって、あとは児童・生徒が予想外にふえた気づいたときには学校が足りなくなり、あわてて分離・新設しようにもできないわけです。先ほど申し上げた千早小学校は、今、大変困難に陥っている。少し遡のぼれば、姪浜周辺でも大変で、新たな学校をつくるのかどうか、学校の区域を変更するのかどうか、相当、町内、地域でもめたケースもあります。今年度でも年度当初に出された過大規模校となる見込みの学校というのは、小学校で13校あります。中学校はかろうじて入っていないけれども、これは増える一方です。だから、こんな中で新たな開発をすることについては、そういうところまで慎重に見ないといけない。口ではいわれるけれども、実際には実態が伴っていないことを指摘させていただきたいと思います。今後の開発のあり方については、本当に生活の質の向上につながるようにすると言われていますが、実態を伴わないものについては問題があると申し上げておきます。

【会長】： ありがとうございます。重要なお指摘ですので、教育委員会との連携についてはしっかりとお願いしたいと思いますが、ほかにご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見が出尽くしたということで、案についての採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： それでは、申しわけございませんが、傍聴者の方は退室をお願いします。

(傍聴者退室)

【会長】： もう一度確認します。採決が必要かどうかをお諮りしますが、いかがでしょうか。



【委員】： お願いします。

【会長】： 委員からご希望がありますので、採決したいと思います。

議案第1号「福岡広域都市計画区域区分の変更」から議案第8号「福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定」について賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： ありがとうございました。では、賛成多数でございますので、原案どおり承認させていただきます。ありがとうございます。

それでは、傍聴者の方、入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

【会長】： 傍聴者の方にお知らせいたします。橋本駅前地区に関連する第1号から第8号までについては、原案どおり承認いたしましたので、お知らせいたします。

それでは、ここで第1号から第8号の橋本駅前地区に関連する審議は終わりましたので、臨時委員は退席されます。どうもありがとうございました。

(臨時委員退席)

【会長】： では、次に議案第9号「福岡広域都市計画臨港地区の変更」について説明を受けたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： それでは、議案第9号「福岡広域都市計画臨港地区の変更」についてご説明いたします。

議案書の55ページから59ページには法定図書を添付しておりますが、先ほどと同様に概要をまとめております参考資料でご説明します。

参考資料の23ページ、24ページをお願いします。

今回、臨港地区を追加しますアイランドシティ地区の位置を示しております。

続きまして、25ページ、26ページをお願いします。

1の臨港地区変更の理由についてですが、臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うため、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域として、港湾管理者からの申し出に基づき都市計画法の規定により定める地区です。

これまでの経緯ですが、アイランドシティは福岡市基本計画において「活力創造拠点」に位置づけられ、アジア・世界とつながる最先端のコンテナターミナルと一体となった国際物流拠点の形成を目指し、整備が進められています。

今回、臨港地区の変更を行う区域は、博多港港湾計画において、国際海上コンテナ貨物等に係る業務施設の集積を図るエリアとして位置づけられています。

平成29年3月に市街化区域への編入後、平成31年1月に博多港地方港湾審議会の議決を経て、港湾管理者より臨港地区指定の申し出があったところです。

今後の基盤整備や分譲に当たり、港湾管理者が一体的に管理運営していく必要があることから、今回、都市計画において臨港地区に指定するものです。

2の変更する都市計画についてですが、右上の3の都市計画変更(案)の概要図中、赤枠で囲った区域もご参照いただければと思いますが、こちらの約28.4haについて臨港地区に指定するものです。

なお、当該地は市街化区域への編入の際、用途地域は準工業地域、容積率300%、建ぺい率60%に指定されています。

4のスケジュールについてですが、都市計画案の縦覧を10月3日から10月17日までの2週間実施したところ、縦覧者は10名で、意見書の提出はありませんでした。なお、本審議会での審議を経て、12月に決定の告示を行う予定としています。

27ページをお願いします。

こちらでは臨港地区の新旧対照表を示しています。なお、当該地は一般の貨物を取り扱わせることなどを目的とする商港区として指定することとしています。

以上で議案第9号の臨港地区の変更についての説明を終わります。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局から説明がありましたが、第9号「福岡広域都市計画臨港地区の変更」について審議いただきたいと思います。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

【委員】： アイランドシティで物流の拠点を目指すのだとありますが、コンテナを含めて、この人工島そのものや博多港全体での物流の動向について、どのような状況かをお尋ねします。

【会長】： 事務局をお願いします。

【計画課長】： 今の博多港の貨物の状況としては、コンテナ、ROROの取り扱いが

非常に増えています。

博多港は、九州の市民生活や経済活動を支えており、九州で取り扱われる外貿コンテナの半数以上を扱っています。平成30年は、コンテナの取り扱い個数が95万TEUとなっており、20フィートのコンテナを1TEUと数えますが、それで換算した場合に95万個取り扱ったことで、2年連続で過去最高を更新している状況です。

それから、海外とのコンテナ以外に、例えば、トヨタ自動車の輸出拠点ともなっています。また、国内のRORO船の拠点として、東京、沖縄との定期のRORO船ネットワークがあります。今年の4月からは、ミッシングリンクと言って、日本海側の13年間途切れていた区間に新たにRORO船が就航しました。敦賀と博多を結んだことは日本全体で見ても非常に画期的なことで、RORO船のネットワーク、それからコンテナ船のネットワークを活用して取り扱い貨物量を増やしている状況です。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： コンテナの話がありましたが、95万TEUということで、これは伸びているといわれますが、人工島事業は計画段階から着手をしていく頃の目標からすると、大きく遅れているのではないかと思います。130万TEUという目標が掲げられていると認識していますが、それからすると、そこに届く見込みがなかなか出ていないのではないかと思います。

あわせて、今、箱崎ふ頭の埋め立て計画まで出ている中で、そもそも必要なのかというのはあるけれども、このアイランドシティ整備事業についても、当初の計画からすると、これが本当に必要だったのかが問われる状況になっていると思います。

そして、今、残念なことに日韓関係の悪化があり、韓国向けの物流、あるいは韓国からの物流、ビールなどを中心として大きく激減をしていることもあります。これはぜひ回復をしなければならない課題ではあるけれども、国際情勢によって物流は大きく影響を受ける場合があるから、右肩上がりでずっと伸びていきますという論立ては無理があるかと思っています。そんな中で臨港地区の指定という進め方そのものについて、市民の税金ですから、少し立ちどまりながら、冷静に考えていく必要があるのではないかと思います。おりますが、ご所見があれば、お示しいただきたいと思います。

【計画課長】： 博多港におきまして、国際海上コンテナ取扱個数130万TEUを2020年代後半の目標値に掲げていますので、それからすると、まだまだ貨物が必要な状況ですが、これの一因としましては、施設が足りないという状況があります。今、コンテナターミナルは香椎パークポートで2バース、それからアイランドシティで2バース、合計4バースで取り扱っており、計画上、もう1バース追加する予定になっていますが、今の状況からしますと、コンテ

ナターミナルは満杯に近い状況です。博多港のこれまでの歴史からも、需要に対して供給がなかなか追いつかず、施設を整備するごとに貨物を増やしていったという経緯があります。新たなコンテナターミナル整備を進めていこうとしておりますので、まず供給力を増やしていきます。

それから、コンテナターミナル背後の分譲の状況ですが、埋め立てが完了したところを地盤改良しており、地盤改良が終わったところから基盤整備をして分譲を進めていますが、みなとづくりエリアにおきましては、今、分譲可能な土地がないという状況ですので、地盤改良を進めて、それから新たな分譲できる土地を生み出し、この背後にコンテナターミナルと一体となった物流拠点の形成を図っていきたいと考えております。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 需要がある、今後も伸びると言われますけど、そうは言えないのではないかと思います。物流についても、国内のあちこちで競争になっています。顕著な例はクルーズ船です。クルーズ船がどんどん入ってきますと、需要があるけれども、足りないということで着岸する部分を増やしてこられました。しかし、クルーズ船の入港はもう減っているではないですか。今、クルーズの状況は変わっており、中国から博多港を経て周遊していく路線については、中国の船会社自体も慎重になっています。数字にもあらわれています。ですから、皆さんが今後増えていくとおっしゃったところが実際はそうでないということが見えてきている中で、この物流のところだけは、「伸びていきます」、「2020年代後半には130万TEUを目指しています」というのは説得力がないと申し上げておきます。見直すべきだと思います。今、同時並行的に幾つか埋め立てが出ていますから、全体の港湾計画も含めて見直すべきだと思います。

【会長】： ご指摘どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

では、採決をとるべきかどうかについてお諮りしたいと思いますが、採決をとりますか。

それでは、これから採決に入りたいと思いますので、傍聴者の方は申しわけございません、退室をお願いします。

(傍聴者退室)

【会長】： それでは、議案第9号「福岡広域都市計画臨港地区の変更」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： ありがとうございます。それでは、賛成多数でございますので、原案どおり承認いたします  
傍聴者の方、入室をお願いします。

(傍聴者入室)

【会長】： 傍聴者の方にお知らせいたします。臨港地区の変更につきましては、原案どおり承認いたしましたので、お知らせします。  
以上で本日の審議会は終了させていただきます。  
これより先、進行を事務局にお返しいたします。

【都市計画課長】： それでは、これをもちまして、本日の審議会は終了します。  
なお、次回※の令和元年度第2回福岡市都市計画審議会は、令和2年2月4日に開催する予定としていますので、よろしくお願します。  
本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後5時15分)

※その後、開催日が2月7日に変更されている。